

津藩札をめぐる問題

中西京二

徳川封建経済機構の中で重要な焦点の一つを占めたが、しかも最も把握理解の困難なものは貨幣をめぐる問題であろう。それは幕初以来漸時発達して来た通貨制度の複雑さと不安定さに依る所が多いが、それは又制度の確立安定と見ないまでも幕府財政の救済策として政治的に左右された結果に依る所も大きいと云えよう。幕府が独占發行權を有する金銀錢の相互間には周知の如く一定の關係が固定されて居らず、品位及通用価値需給關係等により單なる両替の範圍を超えた売買が行われてそれぞれの時価が建てられて居た。その上江戸の金遣い、上方の銀遣いと統一がなく更に諸藩の藩札、信用取引による手形の通用も影響して到底理解し得ない複雑さを示して居た。勿論かゝる所に両替商活躍の舞台があったのである。江戸時代の経済は同質的並列の地方経済の上に全国的流通経済がありそれは土地経済と貨幣経済を代表して互に逆転の關係にあつたと云われる。ここに問題と地方領域経済において江戸後半期に意義を有する藩札の津

の例について少し触れて見たい。江戸時代経済機構内の藩札の意義は幕府における諸貨幣と結論的には同じ様な意味を持つが、藩札自体が何等価値を有さない不換紙幣であつたことが本質的に異つて居る。藩札發行の最初は寛文元年の福井藩のものであると云われるがその後元禄享保以後貨幣經濟の進展とともに激増し、同期には通算八十許に及び、天保十三年（一八四二）では六十四藩、天保年間發行高八万七千貫に上つたと云う。（郷工史辭典）原則として兌換準備をもつが、事実上不換紙幣で御用商人等の信用を裏付としたものであり、發行の目的は云うまでもなく、大部分財政補填策を兼ねて藩士の生活難政者にあつたが、国内産物専売制の運営と結びついて發行された所も少くない。この不換紙幣の濫發が藩の領域經濟に通貨膨脹及びそれに伴う經濟生活の混乱を招いたことは当然であり、領内通用のため他領との取引上障害を来したことも考えられる。一般には藩札通用中は正貨の通用を禁ずるが、それが幕府の通貨政策のまたげに

なるの理由で安永四年に藩札通用禁止となつたが、享
保十五年に至つて再び許可制にあらためて発行が許された。

津藩においては享保十五戊午には

此度金銀錢札違候儀ニ付從 公儀御書付厚相違候当
國者是近札違候之儀ニ候得共御書付之趣承知仕置可申事
右之通町中江可令融知者也 戊六月十九日

(嘉安録卷四 卅七)

とある如く、藩札発行がなされて居なかつたが明和から
安永にかけて

一 大風雨洪水明和壬子年七月廿一日

一 山城御領下加茂郷七ヶ村小百姓共頼筋有之由ニ而

宜置役所へ致徒覚罷出候八頭和壬子年二月四日也

一 伊賀城知御領下一統不作ニ而百姓共至而困窮ニ付

御下行御救米之内ヨリ被下候八頭和六丑年二月也

一 明和七寅 当年旱魃ニ付御領下早獲高之儀公儀へ

御取立之可然段江戸ヨリ申來候

一 明和八卯十二月 早獲ニ付皆濟十二月廿二日迄延

引之事

(片事類編卷四)

と不作が続ぎ安永三年にはついに半知となり、藩の借財
は増加の一途をたどつた。そこで藩は銀札発行を企て安
永三年四月廿九日(3)江戸表へ御書を提出、翌四年になつ
て案が具体化され発行着手、同年十月二日「一銀札通用

之儀御家中へ通達候事、町郷中へ同断と融れ出すに至

つた。津藩札を見て解る如く、古市銀札会所と印され古

市には現に版木も残存して居り津藩札の古市発行印刷説

が現在一般に認められて居るが、小生はこれに就いて聊

か疑問をもつて居るものである。安濃津郷土会誌所載の

梅原三千氏の銀札についての一説によると、津町におい

ては町内富豪田中治郎左衛門、河辺忠四郎、川喜田久太

夫、岡嘉平治、倉田源七、芝原七右衛門、中条頼兵衛の

七人銀札用運を命じ大門町に銀札会所を設け頒布引換の

事務を請負わせたが、これ等は用運人の資産信用を利用

したものであり、兌換準備金は全くなかつたのである。銀

札発行の商人引請は具體的には商人から比較的抵利で多

額の銀を出資せしめ、藩がこれを借上げてその代償とし

て銀札発行を許し更に西替を附替營業させて口銭を許す

ものであつたと云う。(4)同じ津藩上野町のものであるが

一 慶応元年より同寅年五月迄

金壹万両無利先之金差出し新銀札引替請取り申候事

(上野町喰代屋包信事蹟)

はそれを裏書するものではないかと思ふ。

製造発行についてであるが、「大日本貨幣史」に依ると

安永四年の銀札発行は正銀札と六十匁定直銀札で額面で

は明治四年までに津で製造されたものとして銀一匁札の

二種) 銀五分札(二種) 銀三分銀二分の四種あり、總計銀
面四万二千三拾二貫二百二拾五五分とあり。伊賀及び大
和飛地である古市製造分として銀二分、銀二分、銀三分、
銀二分、銀一貫二百文、六百文、百文の七種、銀備にして
三百四拾九万三千百貫八百二十四匁が示されている。二
種あるのは定直と正銀であろうが、寛政七年(一七九九年)
に六十匁替を六拾匁匁替に引上げ⁽⁶⁾、更に文化十一年(一
八一四)には浴杯やま銀と云われる六拾四匁立の新銀札
が發行されている。⁽⁷⁾ 文政元年(一八一八)の發行高は毫
匁銀札拾万枚⁽⁶⁾、六四銀として貳万五千兩、嘉永元年六四
銀一万兩、その後數度で七万兩等の記録が見られるから
一年の發行高は大体想像出来る。明治二年十二月六日
大政官布告を以て通用が禁止された時の津藩札流通高は
五十五万兩に上つて居たと云うが、⁽⁸⁾ 前記津における製造
高のみでも約七十万兩であり、古市及び伊賀の分を加え
れば約百五十万兩となるから、途中で藩札の回収が為され
たか或は數字が誤つてゐるか知らぬのであるが、櫻井町
史に依れば天保二年「銀札通用永又の爲」と稱して年賦
調達による回収を計つたとあるから縮少回収が為された
と見る方が妥当かも知れない。問題は、この多額の藩札は
財政の上においてどれ位のウェイトを占め、如何にその
困窮を塗糊することが出来たかと云う点にある。兌換準

備金はなかつたと云うが、銀札方準備金の名が方事類編に
見えるし、銀札方徳銀とあるのは如何にして得たものか
等藩財政上から見た銀札の問題は津藩においては全然未
解決である。津藩のみでなく各藩における財政的分析の
研究もまだあまりなされてゐない。史料の有無が地方史
の生命を左右するものであるが、いつかどうかしてこの
様な問題を解明して見たいと思つてゐる。研究会諸氏も
これに関連する史料その他御存じのものがあつたら紹介
の榮を賜り度く紙面をかりてお願いする次第である。
尚伊賀にての銀札發行については、天明二年(一七八
二) 銀札会所が建てられ勘定所がその任に當つてゐたが
文化十二年(一八一五)には広岡文四郎・見明屋清右衛
門・平野屋茂平衛・清洲屋清左衛門の四人が銀札諸札つ
まり用達を命ぜられ、今まで津で權立してゐたものを伊
賀でもすることになつた即ち、

文化十三年二月十二日

一 是迄銀札ハ不殘津表ニ而新札權出シ候之処伊州并
城和方は尔來伊州ニ而權候儀安波忠兵衛申出候事
とあり更に

文化十四五年三月六日

一 銀札權立場所間狹ニ付御永蔵明戸前評定所并三宅
修平讀書場三ヶ所之内拜借銀札奉行伺出候事

三宅修平読書場ニ而檀立之儀三月十三日申入候

(片事類編 卷十一)

とあるのを見て製造発行一切を古市で行つたとするの
は誤りであると思う。

註 (片事類編は上野津藩斤の記録)

(1) 片事類編卷四 安永三千正月朔日

半知ニ付五ヶ年之内長上下御用捨右ニ付諸勤務

其外省略之事

(2) 片事類編卷四

御家中高減少ニ付御借高相増候事

(3) 片事類編卷四

安永三年四月廿九日

一 銀札之儀ニ付江戸表間合候事

安永四年六月廿九日

一 銀丸發行并押形采候事

同八月廿三日

一 銀札印共奉行ヨリ見世ニ采候事

同九月六日

一 銀札官印彫刻出来候事

(4) 右圖書卷十 寛政七年十一月三日

一 采六拾壹必引管候段申采候事

(5) 右圖書卷十一 文化十一年

新銀札通用達ニ振之事、發端津ヨリ申采候ハ四月十八日也

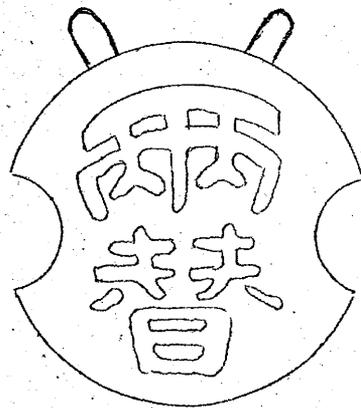
右六拾四双立銀札御違イ出シ被仰付候付御家中并町郷中

江申達候儀銀札方ヨリ申出候ハ六月二日也

(6) 右圖書卷十一 文政元年八月十三日

一 采札拾万枚新撰之儀古市ヨリ申采候事

(7) 安濃郷土会誌梅原三千氏稿による



板看の替両